

（第59号議案）

中野区奨学金の支給に関する条例について

1 給付型奨学金事業の内容について

（1）事業の対象者

大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在学学生を対象とする。

（2）対象となる学校

（表1）で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）に在学及び進学する人が支給対象となる。

（記号の意味）○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下(※)参照 （表1）

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科 ※	△
	別科	×
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科 ※	△
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○
	通信教育課程	○

※ 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（以下、「認定専攻科」という。）に在籍している人に限り対象とし、本科卒業（修了）から認定専攻科への入学が1年以内であることとする。

（3）対象者の要件

① 居住場所に関する要件

申込者の生計維持者が、申請日において引き続き1年以上中野区に住所を有しており、支給を受ける際も引き続き中野区内に住所を有していること。ただし、中野区児童相談所が措置し、中野区外の児童養護施設等に入所しながら、修学する人についてはこの限りではない。

② 年齢に関する要件

確認大学等に進学予定又は在学している人で、確認大学等へ入学等した日の属する年度における年齢が満30歳未満の人であること。

③ 学業成績等に関する基準

○ 申込者に応じて（表2）のとおりとする。

（表2）

申込者の年次	学業成績等に関する基準
進学予定者	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が5段階評価で3.5以上であること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有することが、学修計画書等により確認できること
在学生2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1／2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととする。

○ なお、在学中の学業成績等が（表3）の1～3のいずれかに該当する場合は対象外とする。（災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く。）

（表3）

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の6割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

④ 家計に関する基準（収入基準）

申込者及び生計維持者の税情報を確認し、「支給額算定基準額」が154,500円未満であること。（申込者と生計維持者の合算）

・支給額算定基準額＝課税標準額×6％－（調整控除額＋調整額）

⑤ その他

上記要件を満たす新たな応募者のうち、支給額算定基準額が低い者から優先して採用する。

(4) 募集人数

- ・全体で320人程度を対象として事業を実施する。
- ・令和8年度については令和9年度入学予定者を80人程度募集し、令和9年度以降においても翌年度入学予定者を80人程度募集していく。
- ・令和9年度以降の在学生の募集については、過去の募集機会における申請状況にかかわらず、その後の状況変化等も含めて、実情を踏まえた対応を行う余地を残しつつ実施することを検討している。

(5) 支給金額の内容

- ・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援するための奨学金を支給する。
- ・原則として、国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除又は減額、給付型奨学金の支給。以下、「国制度」という。）の対象となる者は、国制度に採用されることを条件とする。
- ・学校種別（国公立、大学・短期大学、夜間制など）、通学形態（自宅通学、自宅外通学）ごとに金額を設定する。
- ・区独自の段階区分として、A・B区分の2区分を設定し、それぞれ支給上限額を定める。
- ・A区分は、国制度の支援の満額と同額を上限とし、満額の支給を受けることができる所得層を広げる。
- ・B区分は、中間所得層の世帯を対象とし、A区分の2／3の金額を上限に支援を行う。
- ・区が支給する金額は、区の支給上限額から、国制度により支給される金額を差し引いたものとする。ただし、B区分については、国支給額を区支給上限額から差し引かない。（多子世帯支援を除く）。
- ・学校種別ごとの自宅通学のA区分の支給上限額と、申込者の学費（授業料や施設整備費等）を比較し、差額が生じる場合には、学費の差に着目した支援として上限額を上乗せする。（上限20万円）

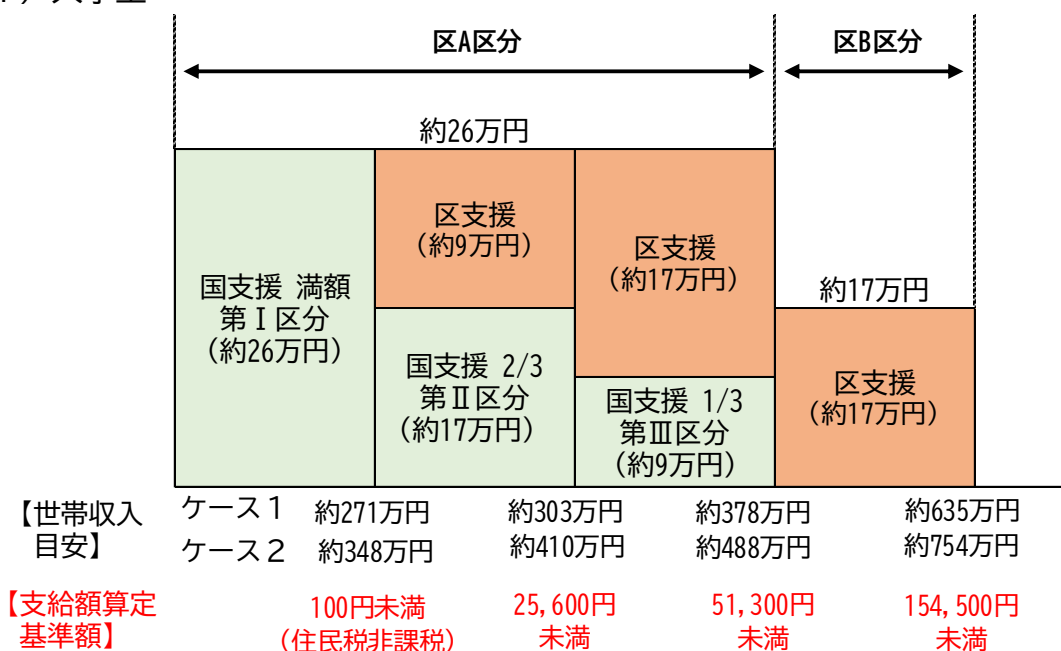
2 モデルケース

国制度を参考に、世帯構成や収入を仮定した上で、給付型奨学金のモデルケースを以下のとおり示す。なお、あくまでも金額は目安であり、実際の収入基準（支給額算定基準額）は、収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成や障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合が存在する。また、申込者は国制度の給付型奨学金に申し込み、採用される前提とする。

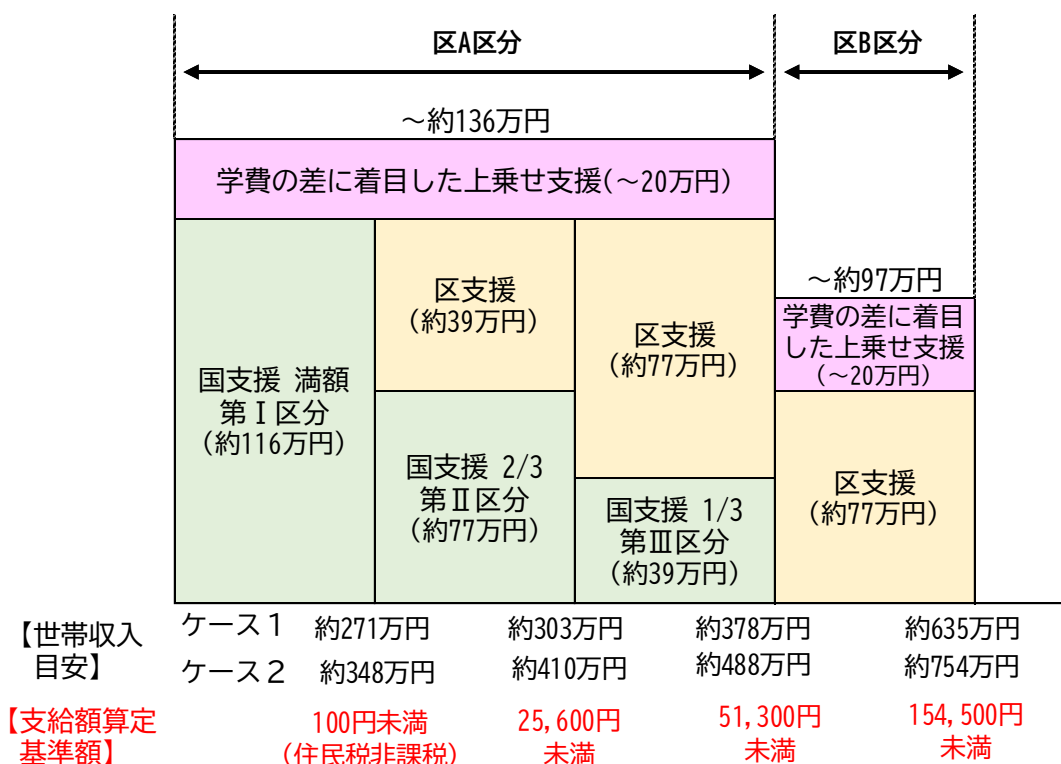
（参考資料：独立行政法人日本学生支援機構「給付型奨学金案内」）

	ケース 1	ケース 2
世帯構成	中野区内に在住の家族 4 人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、 <u>私立大学に進学し、自宅から通学する</u> ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする	

（１）入学金



（２）授業料等に対する奨学金



	ケース3	ケース4
世帯構成	中野区内に在住の家族4人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、 <u>私立大学に進学し、自宅から離れて生活する</u> ・ <u>進学先は、実家から概ね片道120分の通学時間がかかる場所に位置する</u> ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする	

（１）入学金

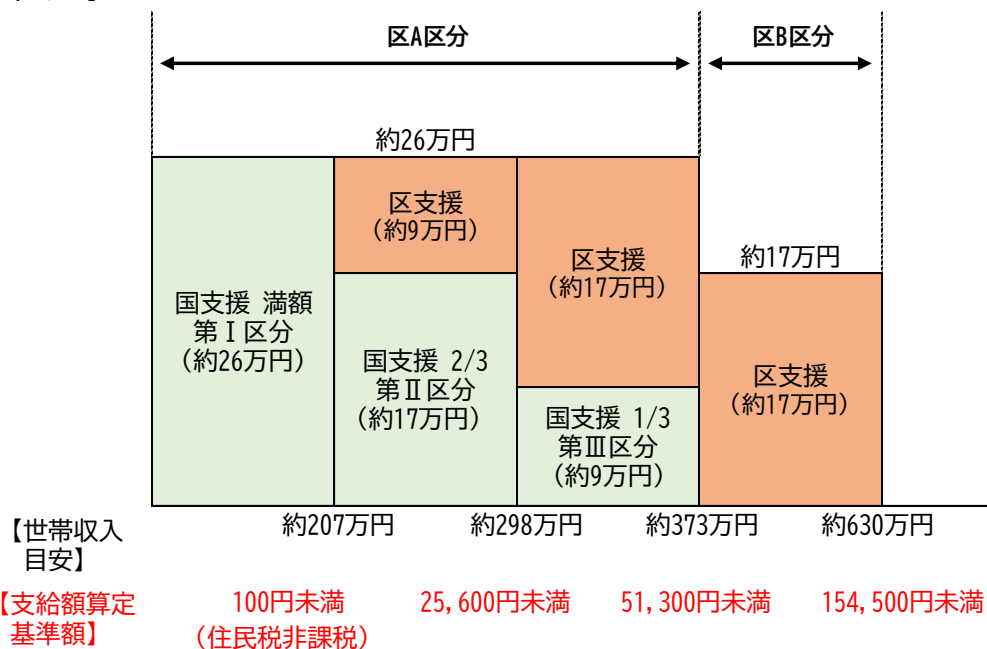
	区A区分			区B区分
	約26万円			
	国支援 満額 第Ⅰ区分 (約26万円)	区支援 (約9万円)	区支援 (約17万円)	約17万円
		国支援 2/3 第Ⅱ区分 (約17万円)	国支援 1/3 第Ⅲ区分 (約9万円)	区支援 (約17万円)
【世帯収入 目安】	ケース3 約271万円	約303万円	約378万円	約635万円
	ケース4 約348万円	約410万円	約488万円	約754万円
【支給額算定 基準額】	100円未満 (住民税非課税)	25,600円 未満	51,300円 未満	154,500円 未満

（２）授業料等に対する奨学金

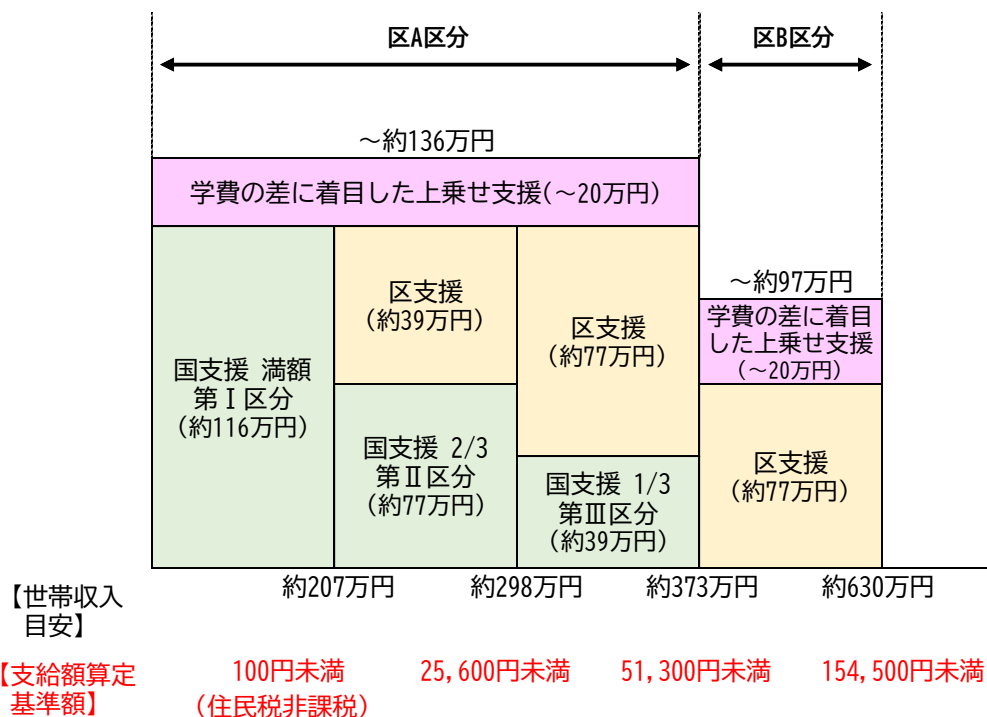
	区A区分			区B区分
	～約181万円			
	学費の差に着目した上乗せ支援(～20万円)			
	国支援 満額 第Ⅰ区分 (約161万円)	区支援 (約54万円)	区支援 (約107万円)	～約127万円 学費の差に着目 した上乗せ支援 (～20万円)
		国支援 2/3 第Ⅱ区分 (約107万円)	国支援 1/3 第Ⅲ区分 (約54万円)	区支援 (約107万円)
【世帯収入 目安】	ケース3 約271万円	約303万円	約378万円	約635万円
	ケース4 約348万円	約410万円	約488万円	約754万円
【支給額算定 基準額】	100円未満 (住民税非課税)	25,600円 未満	51,300円 未満	154,500円 未満

	ケース5
世帯構成	中野区内に在住の家族2人の世帯（申込者、親①）
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、 <u>私立大学に進学し、自宅から通学する</u> ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

（１）入学金

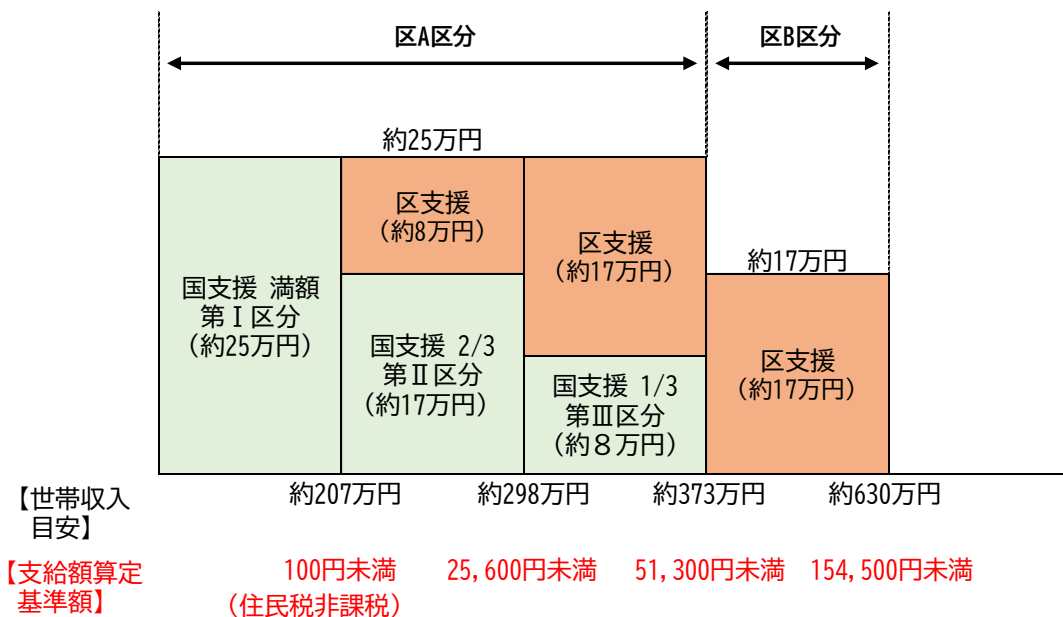


（２）授業料等に対する奨学金

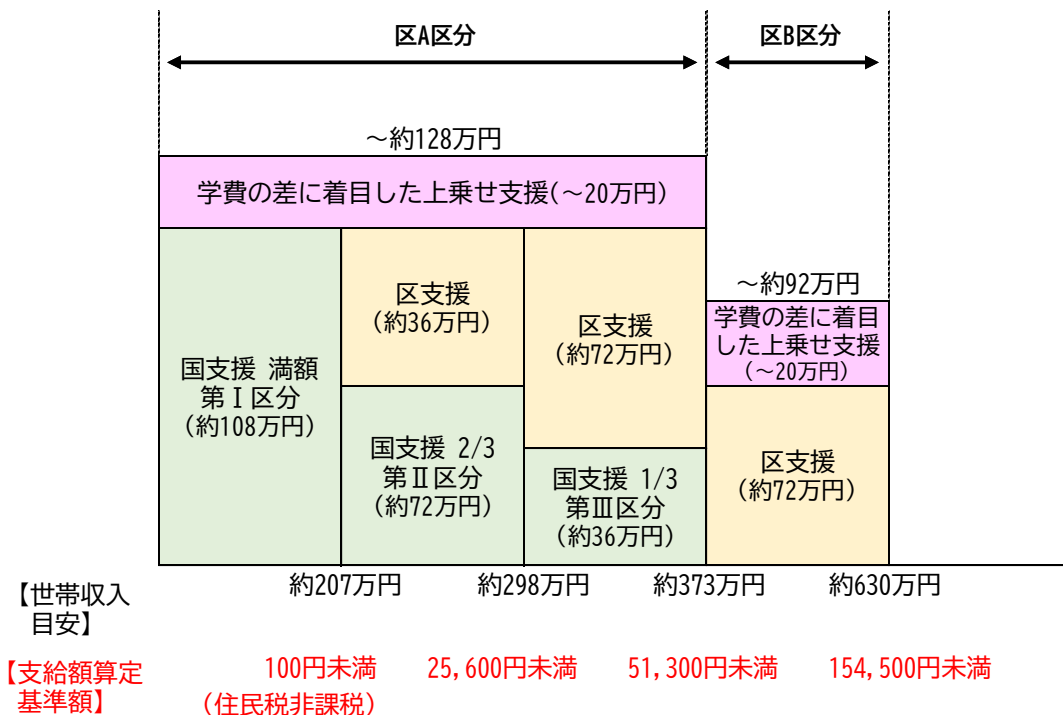


	ケース6
世帯構成	中野区内に在住の家族2人の世帯（申込者、親①）
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、 <u>私立短期大学に進学し、自宅から通学する</u> ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

（１）入学金



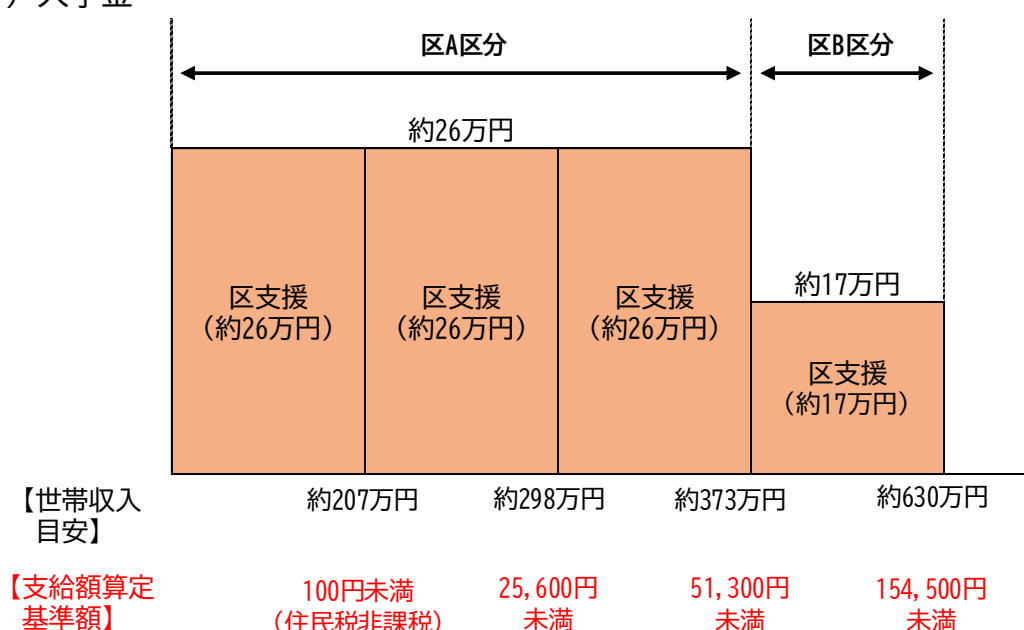
（２）授業料等に対する奨学金



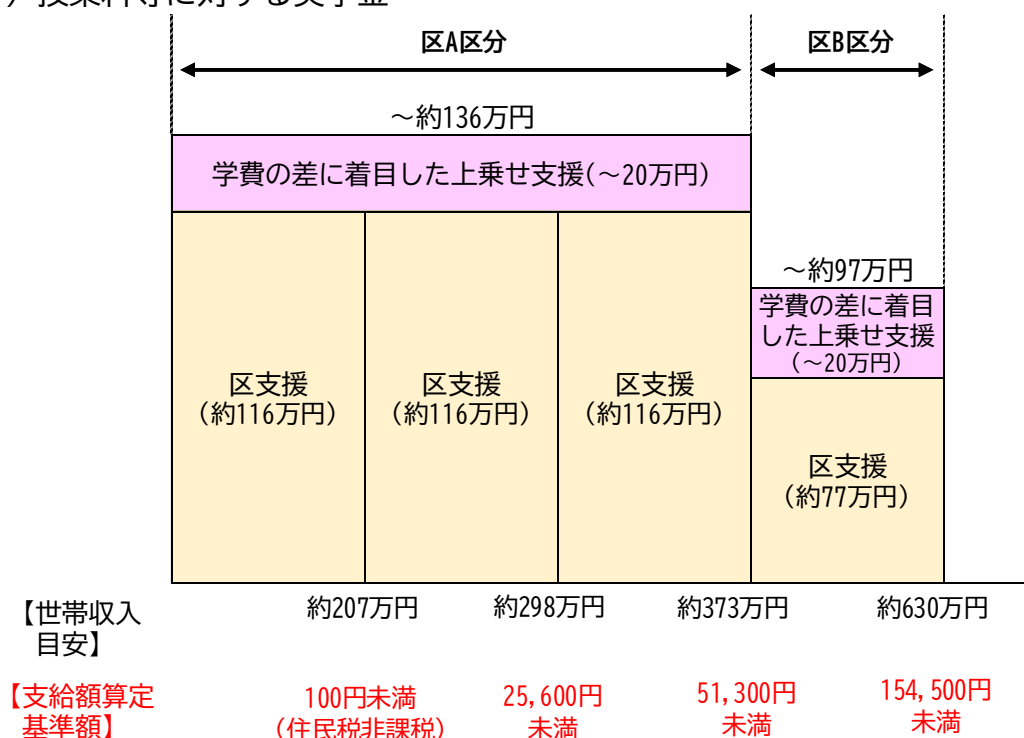
また、国制度の給付型奨学金の対象とはならないものの、区の給付型奨学金の対象となる者のモデルケースを以下のとおり示す。

	ケース7
世帯構成	中野区内に在住の家族1人の世帯（申込者のみ）
就労等	申込者：給与所得者（会社員等） 親①、親②：ともに死別
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、3年間会社員として勤務。その後、 <u>私立大学に進学し、自宅から通学する</u> ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

（１）入学金



（２）授業料等に対する奨学金



3 条例の主な用語の解説

○支給額算定基準額

第4条 (略)

2 前項に定めるもののほか、給付奨学生となることができない者で、次に掲げる全ての要件を満たすものは、支給対象者とするものとする。

(3) その者及びその者の生計を維持する者に係る支給額算定基準額(独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第8条の2第4項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。)が同条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる区分のいずれかに該当すること。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とする。

一 100円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(後掲)

二 100円以上25,600円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 25,600円以上51,300円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

四 51,300円以上154,500円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であって、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とする。

一 100円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(後掲)

二 100円以上25,600円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 25,600円以上51,300円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

四 51,300円以上154,500円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 100円未満 51,000円

二 100円以上25,600円未満 34,000円

三 25,600円以上51,300円未満 17,000円

四 51,300円以上154,500円未満 12,800円

4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計維持者についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「学資支給金年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 （略）

二 （略）

○授業料等に係る奨学金（学資支給金相当分）

第5条 奨学金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 授業料等に係る奨学金（次号に掲げるものを除く。）

(2) 授業料等に係る奨学金（加算支給分）

(3) 入学金に係る奨学金

2 (略)

- (1) 前項第1号に掲げる奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条の2第1項第1号の表の下欄（支給対象者のうち同条第2項に規定する者に該当するものについては、同項第1号の表の下欄）に定める額に12を乗じて得た額（支給対象者のうち同条第3項に規定する者に該当するものについては、同項第1号に定める額）と授業料減免年額相当額（大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条第1項第1号（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定の例により算定した当該支給対象者が在学する確認大学等に係る授業料減免の年額に相当する額をいう。以下同じ。）との合計額

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）

（学資支給金の額）

第八条の二 学資支給金の月額、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

- 一 100円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分			月額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学のとき	29,200円
		自宅外通学のとき	66,700円
	私立の大学	自宅通学のとき	38,300円
		自宅外通学のとき	75,800円
高等専門学校 （第四学年及び第五学年に限る）	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	自宅通学のとき	17,500円
		自宅外通学のとき	34,200円
	私立の高等専門学校	自宅通学のとき	26,700円
		自宅外通学のとき	43,300円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	自宅通学のとき	29,200円
		自宅外通学のとき	66,700円

	私立の専修学校	自宅通学のとき	<u>38,300円</u>
		自宅外通学のとき	<u>75,800円</u>
備考 (略)			

二～四 (略)

2 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であって、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 100円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分		月額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	<u>33,300円</u>
	私立の大学	<u>42,500円</u>
高等専門学校 （第四学年及び第五学年に限る）	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	<u>25,800円</u>
	私立の高等専門学校	<u>35,000円</u>
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	<u>33,300円</u>
	私立の専修学校	<u>42,500円</u>

二～四 (略)

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 100円未満 51,000円

二～四 (略)

○授業料等に係る奨学金（授業料減免相当分）

第5条 (略)

2 (略)

- (1) 前項第1号に掲げる奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条の2第1項第1号の表の下欄（支給対象者のうち同条第2項に規定する者に該当するものについては、同項第1号の表の下欄）に定める額に12を乗じて得た額（支給対象者のうち同条第3項に規定する者に該当するものについては、同項第1号に定める額）と授業料減免年額相当額（大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条第1項第1号（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定の例により算定した当該支給対象者が在学する確認大学等に係る授業料減免の年額に相当する額をいう。以下同じ。）との合計額

大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）
（授業料等減免の額）

第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第四条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第四条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）

区分			授業料の年額	入学金の額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公	学部（夜間学部除く）	535,800 円	282,000 円

		立大学法人 が設置する 大学	夜間学部	<u>267,900</u> 円	141,000 円
		私立の大学	学部 (夜間学部 を除く)	<u>700,000</u> 円	260,000 円
			夜間学部	<u>360,000</u> 円	140,000 円
	短期 大学	地方公共団 体、国立大学 法人又は公 立大学法人 が設置する 短期大学	学部 (夜間学科 を除く)	<u>390,000</u> 円	169,200 円
			夜間学科	<u>195,000</u> 円	84,600円
		私立の短期 大学	学科 (夜間学科 を除く)	<u>620,000</u> 円	250,000 円
			夜間学科	<u>360,000</u> 円	170,000 円
	高等 専門 学校 (第 四学 年及 び第 五学 年に 限 る)	地方公共団 体、独立行政 法人国立高 等専門学校 機構又は公 立大学法人 が設置する 高等専門学 校	学科	<u>234,600</u> 円	84,600円
		私立の高等 専門学校	学科	<u>700,000</u> 円	130,000 円
	専修 学校	国、地方公共 団体、独立行 政法人、国立 大学法人又は 地方独立 行政法人が 設置する専 修学校	専門課程 (夜間課程 を除く)	<u>166,800</u> 円	70,000円
			夜間課程	<u>83,400円</u>	35,000円

	私立の専修 学校	専 門 課 程 (夜間課程 を除く)	<u>590,000</u> 円	160,000 円
		夜間課程	<u>390,000</u> 円	140,000 円
備考 (略)				

二 (略)

2 (略)

3 大学の学部、短期大学の学科（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。）又は専修学校の専門課程（同項に規定する専修学校の専攻科を含む。）において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「130,000円を超える場合には、130,000円」と、「同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「30,000円を超える場合には、30,000円」とする。

○授業料等に係る奨学金（加算支給分）

第5条 (略)

2 (略)

- (2) 前項第2号に掲げる奨学金 支給決定年度における授業料等の額から独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条の2第1項第1号の表の下欄に定める額（同令第1条第1項の表備考第6号に規定する自宅通学のときに係るものに限る。）に12を乗じて得た額及び授業料減免年額相当額の合計額を控除した額と200,000円とを比較していずれか少ない額

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）

（学資支給金の額）

第一条 (略)

表備考

一～五 (略)

- 六 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

七 (略)

2～4 (略)

第八条の二 学資支給金の月額、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 100円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分			月額
大学	地方公共団体、 国立大学法人又 は公立大学法人 が設置する大学	自宅通学のとき	29,200円
		自宅外通学のとき	66,700円
	私立の大学	自宅通学のとき	38,300円
		自宅外通学のとき	75,800円
高等専門学校 (第四学年及び 第五学年に限 る)	地方公共団体、 独立行政法人国 立高等専門学校 機構又は公立大 学法人が設置す る高等専門学校	自宅通学のとき	17,500円
		自宅外通学のとき	34,200円
	私立の高等専門 学校	自宅通学のとき	26,700円
		自宅外通学のとき	43,300円
専修学校	国、地方公共団 体、独立行政法 人、国立大学法 人又は地方独立 行政法人が設置 する専修学校	自宅通学のとき	29,200円
		自宅外通学のとき	66,700円
	私立の専修学校	自宅通学のとき	38,300円
		自宅外通学のとき	75,800円
備考 (略)			

二～四 (略)

○入学金に係る奨学金

第5条 (略)

2 (略)

- (3) 前項第3号に掲げる奨学金 大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条第1項第1号の規定の例により算定した当該支給対象者が在学する確認大学等に係る入学金減免の額に相当する額

大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）
（授業料等減免の額）

第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第四条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第四条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）

区分			授業料の年額	入学金の額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	学部 （夜間学部を除く）	535,800 円	<u>282,000</u> 円
		夜間学部	267,900 円	<u>141,000</u> 円
	私立の大学	学部 （夜間学部を除く）	700,000 円	<u>260,000</u> 円
		夜間学部	360,000 円	<u>140,000</u> 円
	短期大学	学部 （夜間学科を除く）	390,000 円	<u>169,200</u> 円
		夜間学科	195,000 円	<u>84,600</u> 円

	私立の短期大学	学科 (夜間学科を除く)	620,000 円	<u>250,000</u> 円
		夜間学科	360,000 円	<u>170,000</u> 円
高等専門学校 (第四学年及び第五学年に限る)	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	学科	234,600 円	<u>84,600</u> 円
	私立の高等専門学校	学科	700,000 円	<u>130,000</u> 円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	専門課程(夜間課程を除く)	166,800 円	<u>70,000</u> 円
		夜間課程	83,400円	<u>35,000</u> 円
	私立の専修学校	専門課程(夜間課程を除く)	590,000 円	<u>160,000</u> 円
		夜間課程	390,000 円	<u>140,000</u> 円
備考 (略)				

二 (略)

2～3 (略)